

(証券コード 7265)

平成29年1月11日

株 主 各 位

静岡県御前崎市門屋1370番地

エイケン工業株式会社

代表取締役社長 早馬 義光

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年1月26日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年1月27日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 静岡県御前崎市門屋2070-2
静岡カントリー浜岡コース&ホテル
スカークレットの間（2階）
（開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えの無いようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第48期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
議決事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役に対する議渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eiken-kk.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(提 供 書 面)

事 業 報 告

(自 平成27年11月1日)
至 平成28年10月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策及び日本銀行の金融政策により、企業収益の改善がみられ、設備投資の増加及び雇用・所得環境の改善が進み、緩やかながら景気は回復基調で進みました。しかし、新興国の経済の減速及び英国のEU離脱問題による欧州経済への影響等、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

こうした状況のなかで、当社が属しております市販メーカーにおいては、純正メーカーの交換用フィルターの販売攻勢が強いこと、ガソリンスタンドの減少及びセルフ化の影響で販売数量は減少しております。また、新興国で製造された安価な商品が増加し、激しい価格競争にも晒されており、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありました。

このような環境のなかにあつて、当社はフィルター部門において国内では、付加価値の高い大型車用フィルター、既存品と差別化した高性能オイルフィルター及びプレス部品の拡販に注力すると共に、新規取引先の開拓にも取り組みました。輸出では、主要輸出先への営業活動を強化すると共に、新規輸出先の開拓にも取り組みました。さらに、燃焼機器部門では、新規バーナの開発、既存のバーナ部品及び熱交換器の拡販に注力してまいりました。しかしながら、原油価格の下落等で当社の主要取引先国の経済が停滞したため、海外市場が低迷する影響を受けました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ87百万円減少し、52億11百万円（前年同期比1.6%減）、売上高は減少したものの、付加価値の高い製品の売上高が増加したこと及び全社的な経費削減に取り組んだことが要因となり、営業利益は前事業年度に比べ1百万円増加し、4億円（前年同期比0.3%増）、経常利益は前事業年度に比べ4百万円増加し、4億25百万円（前年同期比1.2%増）となりました。経常利益が増加したこと及び前事業年度に比べ税金費用が減少したことが要因となり、当期純利益は前事業年度に比べ19百万円増加し、3億7百万円（前年同期比6.9%増）となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。
(フィルター部門)

売上高に関しては、国内売上は商社向けが増加しましたが、同業者向けが減少しました。輸出売上はヨーロッパ及び東南アジア向けが減少しました。営業利益に関しては、売上高は減少したものの、付加価値の高い製品の売上高が増加したこと及び全社的な経費削減に取り組んだことが要因となり増加しました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ1億16百万円減少し、48億69百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益は前事業年度に比べ3百万円増加し、5億75百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

(燃焼機器部門)

売上高に関しては、バーナ部品の売上高が増加しました。営業利益に関しては、売上高が増加したことが要因となり増加しました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ28百万円増加し、3億40百万円（前年同期比9.2%増）、営業利益は、前事業年度に比べ8百万円増加し、46百万円（前年同期比21.5%増）となりました。

(その他)

車載用加湿器、ティッシュケース及び灰皿等の販売をしております。

その結果、売上高は前事業年度に比べ86万円増加し、1百万円（前年同期比78.9%増）、営業損失は33万円（前事業年度は営業損失81万円）となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は2億77百万円であり、主要な内容はフィルター部門の機械設備の更新及び金型製作等であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (平成25年10月期)	第 46 期 (平成26年10月期)	第 47 期 (平成27年10月期)	第48期(当期) (平成28年10月期)
売 上 高 (百万円)	4,735	5,097	5,299	5,211
経 常 利 益 (百万円)	269	319	420	425
当期純利益 (百万円)	188	213	287	307
1株当たり当期純利益	37円10銭	42円59銭	57円24銭	61円20銭
総 資 産 (百万円)	4,876	5,028	5,270	5,285
純 資 産 (百万円)	3,631	3,789	4,024	4,221
1株当たり純資産	723円75銭	755円22銭	802円17銭	841円40銭

(9) 対処すべき課題

自動車の補修用フィルター市場は、今後、ますます競争が激化していくことが予想されます。このような状況のなかで収益を確保し、長期的な安定成長を図っていくための戦略としては、高品質・低コスト生産体制の確立、情報収集及び企画立案型の営業活動による拡販、第2の柱としての燃焼機器事業の拡販、さらに、自動車用フィルター以外の開発に取り組むことにより、新たな成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容

自動車用フィルター（オイル・エア・フューエル）、燃焼機器（厨房機器の部品・各種バーナ）の製造及び販売

(11) 主要な事業所及び工場

① 当社の主要な事業所及び工場

本社及び本社工場 静岡県御前崎市門屋1370番地

② 子会社の事業所

株式会社ビック・イースト 神奈川県伊勢原市上粕屋725-5

(12) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
213名	4名増	38.7歳	11.7年

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社静岡銀行	140
掛川信用金庫	70
株式会社三菱東京UFJ銀行	40
株式会社三井住友銀行	40

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,017,514株(自己株式1,182,486株を除く)
- (3) 株主数 501名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堀 江 鎔 子	819,500株	16.33%
石 田 由 紀 子	346,250株	6.90%
安 池 真 理 子	344,250株	6.86%
清 水 小 百 合	340,250株	6.78%
エ イ ケ ン 工 業 会 取 引 先 持 株 会	172,000株	3.42%
干 場 初 枝	170,000株	3.38%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	170,000株	3.38%
河 野 薫	155,000株	3.08%
掛 川 信 用 金 庫	100,000株	1.99%
篠 崎 広	88,000株	1.75%

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式1,182,486株がありますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。なお、持株比率は、自己株式を控除した株数で算出しております。

- (5) その他の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早 馬 義 光	高宮春樹公認会計士・税理士事務所長 株式会社インダグリーン代表取締役
専務取締役	池 田 文 明	
常務取締役	千 葉 進	
取締役	高 宮 春 樹	
常勤監査役	海 野 裕 充	
監査役	石 田 朗	
監査役	甲 賀 久 二	

- (注) 1. 取締役高宮春樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役海野裕充、石田朗及び甲賀久二の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役高宮春樹氏、監査役海野裕充氏及び甲賀久二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 清水邦弘氏は、平成28年1月28日付で、監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当期の支給額	摘 要
取 締 役	4名	71,025千円	(うち社外1名1,725千円)
監 査 役	4名	7,950千円	(うち社外4名7,950千円)
合 計	8名	78,975千円	

- (注) 1. 株主総会決議（平成8年1月30日定時株主総会）による取締役の報酬限度額は年額170,000千円となっております。
 2. 株主総会決議（平成8年1月30日定時株主総会）による監査役の報酬限度額は年額30,000千円となっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高宮春樹氏は、高宮春樹公認会計士・税理士事務所の所長を兼務しております。

同所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

- ・監査役石田朗氏は、株式会社インダグリーンの代表取締役を兼務しております。

同社と当社の間には、営業外の取引がありますが、資本関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 宮 春 樹	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、主に監査法人で長年にわたり勤務した豊富な会計監査経験と見識からの発言を行っております。
監 査 役	海 野 裕 充	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に他業種の取締役をされていた経験からの発言を行っております。
監 査 役	石 田 朗	当期開催の取締役会18回のうち5回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち5回に出席し、主に他業種の取締役をしている経験からの発言を行っております。
監 査 役	甲 賀 久 二	社外監査役就任後開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、社外監査役就任後開催の監査役会4回のうち4回に出席し、主に他業種の取締役をされていた経験からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、適切だと判断し、会計監査人の報酬等について同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

(1) 基本方針

経営の基本方針である常に高い収益性を目指し、地域社会及び株主に貢献するために、「内部統制システム構築の基本方針」に沿って取り組み、経営の透明性及び健全性を高めていくことを基本的な考え方としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理規程」を設け、取締役及び従業員に法令及び会社の規則を誠実に遵守することを規定しております。また、倫理規程には「会社への通報」の条文を設けており、倫理規程に違反する行為をしていることを知った時は、総務部長に通報することになっております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、文書等の保存及び管理を行っております。

また、法令及び東京証券取引所の規則等の開示を定められている事項は、速やかに開示することとしております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役と共に、業務毎のリスクを管理するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」、「防火管理規程」を定め、管理体制を確立しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会の開催前に招集通知及び会議事項に必要な書類を配布し、事前に会議事項の検討を行うようにしております。取締役会では、各取締役が活発な意見を交わし、十分議論して重要事項を決定しております。

業務の運営については、取締役会で承認された中期経営計画及び総合予算に基づいて、取締役及び各部門の責任者は目標を設定し、その目標達成に向けて取り組む体制をとっております。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき所管部門が管理を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとしております。

所管部門である総務部は、リスク情報の有無を把握するために定期的に子会社の財務諸表を入手し、業績の確認及び経営指導を行います。また、取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、社内から人選して、監査役を補助すべき使用人として指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中には、使用人は取締役からの指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告するものとしております。

また、監査役はいつでも取締役または使用人に対して、報告を求められるものとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び生経会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとしております。

また、内部監査室が内部監査の実施状況を監査役会に報告することにより監査の連携を図っております。

監査役が、その職務を執行する上で必要な費用を請求した時は、速やかに支払いをします。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記(2)に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の取り組みを行いました。

- ① 安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進並びに安全衛生委員会メンバーによるパトロールを毎週実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。
- ② 取締役会を毎月開催し、経営課題の把握及び対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ③ 内部監査室が内部監査を実施、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内規程等に照らし、適正に行われているかを検証しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【3,104,692】	【流動負債】	【 877,612】
現金及び預金	1,050,417	買掛金	236,020
受取手形	481,882	短期借入金	290,000
電子記録債権	261,266	未払入金	81,367
売掛金	643,094	未払消費税等	70,558
有価証券	1,887	未払消費税	20,543
商品及び製品	425,297	未払消費税	46,922
仕掛品	31,838	前払受入金	5,232
原材料及び貯蔵品	152,426	預り金	20,780
前払費用	23,861	リース負債	3,943
繰延税金資産	16,524	賞与引当金	29,585
その他の資産	17,596	その他の負債	72,658
貸倒引当金	△ 1,402		
【固定資産】	【2,180,322】	【固定負債】	【 185,618】
(有形固定資産)	(1,720,100)	リース負債	5,800
建物	715,988	退職給付引当金	142,968
構築物	93,503	役員退職慰労引当金	4,386
機械装置	528,371	資産除去債務	10,173
車両運搬具	2,413	預り保証金	22,000
工具器具備品	20,556	その他	290
土地	342,427		
リース資産	9,743	負債合計	1,063,230
建設仮勘定	7,096		
(無形固定資産)	(9,557)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	8,605	【株主資本】	【4,180,267】
電話加入権	951	(資本金)	(601,800)
(投資その他の資産)	(450,665)	(資本剰余金)	(389,764)
投資有価証券	214,831	資本準備金	389,764
関係会社株	18,038	(利益剰余金)	(3,710,388)
出資	250	利益準備金	150,450
長期前払費用	1,487	その他利益剰余金	3,559,938
繰延税金資産	869	固定資産圧縮積立金	64,493
繰延税金資産	1,250	別途積立金	3,000,000
会保積立金	211,181	繰越利益剰余金	495,444
その他	3,706	(自己株式)	(△521,685)
貸倒引当金	△ 950	【評価・換算差額等】	【 41,517】
		その他有価証券評価差額金	41,517
		純資産合計	4,221,784
資産合計	5,285,015	負債及び純資産合計	5,285,015

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年11月1日
至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,211,999
売 上 原 価		4,220,265
売 上 総 利 益		991,733
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		590,832
営 業 利 益		400,901
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	8,963	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	1,645	
貸 貸 料 収 入	15,519	
そ の 他	4,417	30,545
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,788	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	125	
そ の 他	4,055	5,968
経 常 利 益		425,478
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	49	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,446	
補 助 金 収 入	17,394	
保 険 解 約 返 戻 金	510	30,400
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,273	
固 定 資 産 除 却 損	4,277	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,627	9,177
税 引 前 当 期 純 利 益		446,701
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	143,438	
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,813	139,624
当 期 純 利 益		307,076

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	601,800	389,764	150,450	69,327	2,900,000	373,849	3,493,626
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△ 90,315	△ 90,315
当期純利益						307,076	307,076
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 4,833		4,833	—
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 4,833	100,000	121,595	216,761
当 期 末 残 高	601,800	389,764	150,450	64,493	3,000,000	495,444	3,710,388

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△521,685	3,963,505	61,424	4,024,930
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 90,315		△ 90,315
当期純利益		307,076		307,076
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
別途積立金の積立		—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		—	△19,907	△19,907
事業年度中の変動額合計	—	216,761	△19,907	196,853
当 期 末 残 高	△521,685	4,180,267	41,517	4,221,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

なお、組込デリバティブの時価を区分
して測定することができない複合金融
商品は、複合金融商品全体を時価評価
し、評価差額を当期の損益に計上して
おります。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品(梱包材料)……総平均法による原価法(収益性の低下
による簿価切下げの方法)

ただし、金型製品、金型仕掛品は個別
法による原価法(収益性の低下による
簿価切下げの方法)

貯蔵品(梱包材料以外)……………最終仕入原価法(収益性の低下による
簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法、ただし平成10年4月1日以降に取得の建物(建物附属設備を除く)、平
成28年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物	7～38年
構 築 物	7～40年
機 械 装 置	9 年
車 両 運 搬 具	4～6年
工 具 器 具 備 品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………ソフトウェア(自社利用分)について
は社内における利用可能期間(5年)
に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成18年4月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、同日以降対応分については、引当金計上を行っておりません。

4. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,926,882千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	30,264千円
関係会社に対する長期金銭債権	3,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	20,262千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	61,123千円
売上原価	220,585千円
販売費及び一般管理費	2,883千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
愛知県豊明市	その他	土地	1,273千円

当社は、減損の兆候を判定するにあたっては、原則として、フィルター部門、燃焼機器部門及び総務部等の管理部門の共用資産に分類し、それぞれにおいて独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位にグルーピングしております。

遊休資産である土地の時価が下落し、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は固定資産税評価額に基づき算定された正味売却可能価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株数
普通株式(株)	6,200,000	—	—	6,200,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株数
普通株式(株)	1,182,486	—	—	1,182,486

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年1月28日定時株主総会	普通株式	90,315	18.00	平成27年10月31日	平成28年1月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年1月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,315	18.00	平成28年10月31日	平成29年1月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

<流動の部>

繰延税金資産									
賞与未払									8,937千円
繰延税金資産									5,304千円
繰延税金負債									4,470千円
繰延税金資産									18,712千円
繰延税金負債									△ 2,188千円
繰延税金資産									16,524千円

<固定の部>

繰延税金資産									
役員退職慰勞引当金									1,315千円
役員退職慰勞引当金									3,991千円
役員退職慰勞引当金									42,900千円
役員退職慰勞引当金									1,157千円
役員退職慰勞引当金									2,667千円
役員退職慰勞引当金									3,050千円
繰延税金資産									738千円
繰延税金負債									55,820千円
繰延税金資産									△ 9,515千円
繰延税金負債									46,305千円
繰延税金負債									△27,659千円
繰延税金負債									△17,776千円
繰延税金負債									△45,435千円
繰延税金負債									869千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税法等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立されました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、平成28年11月1日以降平成30年10月31日までに回収又は支払いが見込まれるものについては30.2%に変更され、平成30年11月1日以降に回収又は支払いが見込まれるものについては30.0%に変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によって調達する方針であります。

デリバティブ取引は、特性を評価し、安全性が高いと判断された複合金融商品のみを利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的として、オプション取引の組込型債券による複合金融商品の取引であり、日経平均株価の変動により元本が毀損し、額面金額で償還されないリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、総務部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引の取引先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、担当部門である総務部にて管理しております。また、総務部長は、四半期毎に把握した時価について、取締役会に報告することとなっております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、総務部に集中しております。また、総務部長は、四半期毎にデリバティブ取引の成約状況及び取引残高について、取締役会に報告することとなっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,050,417	1,050,417	—
(2) 受取手形	481,882	481,882	—
(3) 売掛金	643,094	643,094	—
(4) 投資有価証券	184,959	184,959	—
資産計	2,360,353	2,360,353	—
(1) 買掛金	236,020	236,020	—
(2) 短期借入金	290,000	290,000	—
負債計	526,020	526,020	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
 株式は取引所の価格によっております。また、債券は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については組込デリバティブであり、合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、「(4) 投資有価証券」の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※1	29,872
関係会社株式 ※2	18,038

- ※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。
- ※2 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	897,500	—	—	—
受取手形	481,882	—	—	—
売掛金	643,094	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(債券)	—	50,000	—	—
合計	2,022,476	50,000	—	—

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	290,000	—	—	—	—	—
合計	290,000	—	—	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

非連結子会社及び関連会社がありますが、損益及び利益剰余金からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等	㈱マルミ 工業 (注3)	愛知県 豊明市	3,000	部品加工	なし	当社製品の 部品組立	原材料支給	7,420	有償支給 未収入金	844
							部品の購入 (注2)	13,216	買掛金	1,067

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 部品の委託加工については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 当社の主要株主堀江鎔子氏の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|--------------------------------|-------------|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 841円40銭 |
| | 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 | |
| | 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 4,221,784千円 |
| | 普通株式に係る純資産額 | 4,221,784千円 |
| | 普通株式の発行済株式総数 | 6,200,000株 |
| | 普通株式の自己株式数 | 1,182,486株 |
| | 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 | 5,017,514株 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 61円20銭 |
| | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。 | |
| | 当期純利益 | 307,076千円 |
| | 普通株式に係る当期純利益 | 307,076千円 |
| | 普通株式の期中平均株式数 | 5,017,514株 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設け、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を設けております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	129,376千円
退職給付費用	21,229千円
退職給付の支払額	△ 7,637千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>142,968千円</u>

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	142,968千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>142,968千円</u>
退職給付引当金	142,968千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>142,968千円</u>

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	21,229千円
----------------	----------

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,452千円であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月20日

エイケン工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大須賀壮人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイケン工業株式会社の平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその

附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月26日

エイケン工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 海野 裕 充 ㊟
監査役 石田 朗 ㊟
監査役 甲賀 久 二 ㊟

(注) 監査役海野裕充、石田 朗及び甲賀久二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付け、如何なる情勢下においても収益性の維持向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は90,315,252円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年1月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	100,000,000円
-------	--------------

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役会の機能強化を図るために監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あつみ ひろし 渥 美 博 (昭和28年11月22日生)	昭和51年4月 遠州信用金庫入庫 平成23年6月 同庫理事 平成25年6月 同庫常務理事 平成27年5月 えんしんキャピタル株式会社 代表取締役 えんしん信用保証株式会社取締役 平成28年6月 えんしん総合サービス株式会社 非常勤監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 選任理由といたしましては、信用金庫の理事をしていた経験から、経営に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成8年1月30日開催の当社第37期定時株主総会において、年額170百万円以内として、ご決議をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役（社外取締役を除く）につき、年額 50 百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）であります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び本件割当契約（下記 3 に定義する）を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 80,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 本件割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（「本件割当契約」という）は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

A series of 18 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県御前崎市門屋2070-2
 静岡カントリー浜岡コース&ホテル
 スカーレットの間（2階）
 電話 （0537）86-3311

